

NEWSLETTER

2019.04

季刊情報誌

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- ・ 外商投資法が2020年1月1日より施行
- ・ 違法コストを大幅引き上げ、偽物の生産・販売に携わった者を倒産するまで
- ・ 中国専利法の第4次改正が今年中に完了予定、権利侵害の違法コストを大幅引き上げ
- ・ 2018年度の知識産権に関する統計データ
- ・ 知識産権法廷の案件受理範囲
- ・ 改正後の『専利代理条例』が3月1日より正式施行
- ・ 2018年、知識産権侵害の疑いで全国の検察機関より逮捕された容疑者が5000人余り
- ・ 最高人民法院知識産権法廷で木槌が初めて叩かれ

09 サービスソリューション

- ・ 2019専利法改正草案の要点まとめ及び解説

13 実務動向

- ・ 専利権侵害の損害賠償及び訴訟時効
- ・ 出願する際に発明者氏名の表示の仕方、及び出願後に発明者の変更

17 当社ニュース

- ・ 許峰氏が会社のパートナーへの昇格
- ・ 金丹氏がパートナーとして入社

外商投資法が2020年1月1日より施行

『中華人民共和国外商投資法』が第13期全国人民代表大会第2回会議にて2019年3月15日に可決され、2020年1月1日より施行される。外商投資法が施行されると、現行の外資三法（即ち『中外合弁経営企業法』（『合弁経営企業法』）、『中外合作経営企業法』（『合作経営企業法』）、『外資企業法』）に代わり、中国の基本法となる。

外商投資法では、国が外商投資に対し、案件ごとに逐一審査の管理モードを廃止し、参入前内国民待遇及びネガティブリストによる管理制度を実行すると明確にしている。

国は外国投資家の投資に対する徴収を実行しない。特殊な状況において、国は公共の利益のために必要である場合、法律の規定に基づき、外国投資家の投資に対し、徴収もしくは徴用を実行することができる。徴収、徴用は法が定めるプロセスに基づき行い、且つ遅滞なく公平で合理的な補償を与えなければならない。

外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知識産権の使用料、法に基づく補償もしくは賠償等は、人民元・外貨にて自由な入金・対外送金が可能である。

国は外国投資家及び外商投資企業の知識産権を保護し、知識産権の権利者及び関係権利者の合法的權益を保護し、自由意志の原則及び商業規則に基づく技術協力の展開を奨励する。

外商投資の過程における技術協力の条件は投資各方が協議によって確定し、行政機関及びその職員による行政手段での

技術移転の強要を禁止する。

地方各級人民政府及びその関連部門は外国投資家、外商投資企業に対し、法に基づき決定した政策に係る約束事項及び法に基づき結んだ各種契約を厳格に履行しなければならない。

情報発信源：人民網

違法コストを大幅引き上げ、偽物の生産・販売に携わった者を倒産するまで

中国国家市場監督管理総局の張茅局長は、3月11日に開かれた第13期全国人民代表大会第2回会議の記者会見で、違法コストを大幅に引き上げ、偽物の生産・販売に携わった者を倒産するまで厳罰に処し、偽物の製造者を公然と摘発し、偽物の生産・販売に携わった者が隠れようがないようにし、同時に、企業の自律化を強めなければならない、社会の信用システムを作り出すという見方を示した。「『世間に偽物が横行しない』という目標は大変な努力を要する目標である」について語る時、張茅氏は、偽物・粗悪製品が民衆の利益を大いに侵害し、市場の秩序を乱し、重点的に整頓しなければならないという見方を示した。また、張茅氏は、「過去には、『偽物であるが粗悪ではない』という概念があった」に言及し、この見解を修正しなければならないと指摘した。偽物は知識産権を侵害するものであり、厳しく取り締まるべきであると語った。

情報発信源：新華社

中国専利法の第4次改正が今年中に完了予定、権利侵害の違法コストを大幅引き上げ

2019年3月11日に、中国国家知識産権局の申長雨局長は、第13期全国人民代表大会第2回会議の新聞センターで開かれた記者会見で、関連問題について内外記者の質問に答えた時、次のように述べた。中国専利法が施行以来、3回の改正を経て、現在4回目の改正を行っており、今年中に完了する予定である。その中で、重要なのは、知識産権の保護を強化し、権利侵害に対する懲罰的賠償制度を健全なものにし、権利侵害の違法コストを大幅に引き上げることである。

申長雨氏は、中国専利法の新ラウンドの改正において、知識産権の保護を強化し、権利侵害に対する懲罰的賠償制度を健全なものにし、権利侵害の違法コストを大幅に引き上げ、権利を故意に侵害する者に対して最大5倍の懲罰的賠償金を科し、権利侵害者に大きな代償を負わせることが重要であると指摘した。

申長雨氏は、今回の専利法の改正は科学技術の成果の転換、発明・創作の促進にとって意義が大きいと述べた。発明者を励まし、革新成果の保護に有利であり、革新成果の転換・適用をよりよく促進するためであると指摘した。

また、申長雨氏は、中国では知識産権の審査品質及び審査効率を向上させるために明確な作業計画を策定し、昨年から5年以内に、現在の経済協力開発機構（OECD）諸国の最高レベルに到達するために、商標審査周期を過去の8ヶ月から4ヶ月以内に縮め、発明専利の審査周期を平均3分の1縮め、その中で、高

価値専利の審査周期を半分以上縮め、現在国際的な最高レベルに到達すべきであると指摘した。国家知識産権局が一連の措置を講じて、驚くべき結果を達成し、昨年末、商標の審査周期が過去の8ヶ月から6ヶ月以内に縮められ、高価値専利の審査周期が10%縮められ、同時に、審査品質も着実に向上しており、審査の社会的満足度が継続的に向上していると述べた。

今年の事業課題について、申長雨氏は、商標審査周期に対して過去6ヶ月に縮めた基で、さらに年末までに5ヶ月以内までに縮め、高価値専利の審査周期に対して昨年10%縮めた基で、社会のニーズをより満たすために、さらに15%以上縮めるようにするための取り組みを強化すべきであると表した。

情報発信源：新華社

2018年度の知識産権に関する統計データ

国家知識産権局が2018年度の知識産権に関する統計データを公表し、その中で、2018年に、中国の発明専利出願件数は154.2万件であり、前年同期比で11.6%増加し、権利化された件数が43.2万件であり、前年同期比で2.9%増加した。実用新案専利出願件数は207.2万件であり、前年同期比で22.8%増加し、権利化された件数が147.9万件であり、前年同期比で52.0%増加した。意匠

専利出願件数は70.9万件であり、前年同期比で12.7%増加し、権利化された件数が53.6万件であり、前年同期比で21.1%増加した。2018年に、PCT国際専利出願受理件数は5.5万件であり、前年同期比で9.0%増加し、そのうちの5.2万件が国内出願者によるものであり、前年同期比で9.3%増加した。2018年に、専利復審委員会が受理した再審請求件数は3.8万件であり、前年同期比で11.0%増加し、審査終結件数が2.8万件であり、前年同期比で55.5%増加した。無効審判請求受理件数は0.5万件であり、前年同期比で14.7%増加し、審査終結件数が0.4万件であり、前年同期比で0.02%増加した。

2018年に、中国の商標登録出願件数は737.1万件であり、前年同期比で28.2%増加し、登録された商標の件数は500.7万件であり、前年同期比で79.3%増加した。マドリッド商標国際登録出願受理件数は6,903件であり、前年同期比で3.9%増加した。商標評審委員会による各種の商標評審案件受理件数は32.2万件であり、前年同期比で53.0%増加し、審理終結件数が26.5万件であり、前年同期比で52.6%増加した。

2018年に、地理的表示保護製品出願の受理は12件あり（2の国外出願を含む）、67の地理的表示保護製品が認定され、961の地理的表示商標が登録され、223の企業に地理的表示製品の専用標章の使用を認可した。

2018年に、集積回路配置設計の登記出願件数は4,431件であり、前年同期比で37.3%増加し、登録件数は3,815件であり、前年同期比で42.9%増加した。

2018年に、中国の発明専利出願件数

における国外出願者による件数は14.8万件であり、前年より9.1%増加し、中国の商標出願件数における国外出願者による件数は24.4万件であり、前年より16.5%増加した。

情報発信源：知識産権統計簡報2019年1期

知識産権法廷の案件受理範囲

2019年1月1日より施行を開始した最高人民法院による『知識産権法廷に係る若干の問題についての規定』は、最高人民法院の知識産権法廷の案件受理範囲を規定した。

知識産権法廷は主に、全国範囲内の専利等の技術的専門性が比較的高い知識産権に関わる民事、行政第二審案件を審理すると同時に、関連する第一審案件及び審判監督手続案件を受理する。具体的な案件受理範囲は以下のとおりである。

第一に、意匠専利に係る第一審民事案件の判決、裁定を不服とし、上訴する案件は、知識産権法廷により受理するわけではない。関連する一審裁判は、知識産権法院、中級人民法院により決定され、依然としてその所在地の高級人民法院に上訴すべきである。主な考慮事項は次のとおりである。意匠は技術案ではなく、意匠専利は発明専利、実用新案専利に比べて、技術性が低く、関連する権利侵害

判定の思想及び標準も大きく異なり、依然として高級人民法院により主に意匠専利民事二審案件を審理し、これは審判チームの安定性及び審判作業の存続性を維持することに有利である。

第二に、意匠専利に係る第一審行政案件の判決、裁定を不服とし、上訴する案件は、知識産権法廷により審理する。主な考慮事項は次のとおりである。意匠専利行政二審案件は、権利付与及び権利確定行政案件及び行政処罰等の行政案件を含む。その中で、権利付与及び権利確定行政案件は民事権利侵害案件審理の前提及び基礎となり、知識産権法廷により審理し、このような案件の知識産権審判全体における中心的な性質及び役割に適合し、行政処罰等の行政案件を知識産権法廷により審理することは、知識産権司法保護の主導的な役割をさらに発揮することに役立ち、法律に基づいた行政機能を推進することに繋がる。

第三に、知識産権法廷は刑事案件を受理しない。主な考慮事項は次のとおりである。知識産権に関わる第一審刑事案件はいずれも基層人民法院により受理し、関わる第二審案件は中級人民法院により審理し、関わる再審の申請及び再審案件は高級人民法院により審理する。統計によると、各高級人民法院が毎年審理した専利等の再審申請及び再審刑事案件は合計10件未満であるため、このような案件を知識産権法廷に集約して審理する必

要がない。

第四に、高級人民法院は依然として級別管轄に関連する法律や規制に基づき請求額が大きいか又は本管轄区域において影響が著しく大きな発明、実用新案専利等の第一審民事案件、及び管轄区において重大で、複雑な第一審専利等の行政案件を審理する権利がある。

第五に、基層人民法院は専利、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占禁止に係る第一審民事、行政案件を受理しない。関連する司法解釈規定によれば、かつて基層人民法院は許可を得た上で、専利、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占禁止に係る第一審民事、行政案件を受理でき、植物新品種、集積回路配置設計の第一審民事、行政案件を受理することができなかった。そのため、『規定』第14条には、専利、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占禁止に係る第一審民事、行政案件の受理が承認された基層人民法院は関連案件をこれ以上受理せず、その代わりに関連案件を知識産権法院又は専利案件管轄権がある中級人民法院により審理すると規定している。

知識産権法廷は、2019年1月1日より開設され、『規定』も同日より施行された。知識産権法廷の運営に伴って、関連規定はさらに強化及び改善されるであろう。

情報発信源：『人民司法』2019年7期

改正後の『専利代理条例』が3月1日より正式施行

中国の『専利代理条例』（以下、『条例』という）が發布され、施行されてから、28年が経過し、3月1日より、改正後の『条例』が正式に施行された。今回の改正は、専利代理機構の審査承認を簡素化し、専利代理機構が情報を公開する内容を増やすことで、専利代理機構及び専利代理師の行為を規範化し、監督管理及び業界自律を強化し、専利代理業界の健全な発展を促進するために保障を提供する。

2018年末までに、中国で42581人が既に専利代理師資格を取得し、実務に携わっている専利代理人の数は18668人に達し、専利代理機構の数は2195社に達した。外国関連サービス、専利早期警戒、分析、許諾、担保融資、専利訴訟、調停等のサービスを提供できる代理機構の数が増えており、『専利協力条約』（PCT）申請業務を展開する機構の数は1000社を超えている。

情報発信源：中国知識産権報

2018年、知識産権侵害の疑いで全国の検察機関より逮捕された容疑者が5000人余り

最高人民検察院検察委員会によると、

2018年、知識産権侵害で全国の検察機関が逮捕を承認した犯罪者が5000人余りで、公訴を提起された容疑者が8000人余りで、10件の重大商標権侵害案件に対して処理を特別に監督し、中央関連部門と連携して22件の案件に対して処理を特別に共同監督した。

また、2018年以来、全国の検察機関は各職能を確実に履行し、知識産権侵害犯罪の取り締まり、行政法律執行機関の犯罪疑惑案件移送に対する監督の強化、及び公安機関の刑事立案に対する監督の強化等の面で積極的な成果を上げた。

紹介によると、検察機関は法律に基づいて立案監督を展開し、行政法律執行機関が知識産権侵害の犯罪疑惑案件を移送するよう監督した案件が300件余りで、公安機関が知識産権侵害の犯罪案件を立案するよう監督した案件が約200件であり、立案すべきであるが立案しない問題、移送すべきであるが移送しない問題、罰で刑を代替する等の問題を効果的に解決した。

今年の業務の展開について、関係責任者は、2019年、市場秩序の整頓及び規範化に積極的に参与し、知識産権の刑事司法保護を強化し、「一帯一路」の建設及び地域の協調的発展を積極的に推進し、合法化された発展環境を構築すると述べた。

情報発信源：新華通信社

最高人民法院知識産権法廷 で木槌が初めて叩かれ

最高人民法院知識産権法廷が2019年1月1日より運営を始めて以来、3月27日に最初の公聴会が開かれ、運営以来木槌が初めて叩かれ、且つ中国中央テレビで生放送されている。

3月27日9:00から最高人民法院知識産権法廷第一法廷で上訴人であるアモイ盧卡斯自動車部品有限公司、アモイ富可自動車部品有限公司、及び被上訴人である瓦萊奧清洗システム公司、原審被告である陳少強氏が、自動車ワイパーの連結器に関する発明専利権侵害紛争案件について公判を開いた。

審判長は最高人民法院の院長、知識産権法廷の廷長、二級大法官の羅東川氏である。

知識産権法廷は、最高人民法院が派遣する常設の審判機関であり、北京市に設置され、主に全国範囲内の専利等の技術的専門性が比較的高い知識産権に関わる民事、行政上訴案件を審理し、知識産権案件の裁判標準をさらに統一し、法律に基づいて各市場主体の合法的權益を平等に保護し、知識産権の司法保護を強化し、科学技術革新の法治環境を改善し、革新主導型の発展戦略の実施を加速する目的のものである。当社は従業員を動員しライブ中継を視聴した。

2019専利法改正草案の要点 まとめ及び解説

編集者：趙岩 泛華偉業 特許弁理士

2018年12月5日、国務院常務会議で第4次専利法改正案（草案）が可決され、第13期全国人民代表大会常務委員会での審議を経て、2019年1月4日に全国人民代表大会ウェブサイトで公表され、一般から意見を募集した。草案には、実質的な修正を加えた条文が合計33個で、「特許の実施と適用」に関する新たな章が追加され、18個の旧条が修正され、14個の条文が追加され、1個の旧条が削除され、また4個の旧条に対して適応的文字修正又は調整が行われた。以下、この専利法改正の主な内容について簡単に解説する。

一、専利権侵害の賠償金額を高めること： 故意的専利権侵害に対し、5倍の懲罰的損害賠償を導入し、裁判所によって裁量される賠償額を引き上げる

草案第72条によると、故意に専利権を侵害する行為について、情状が深刻である場合、権利者の受けた損失、権利侵害者の得た利益又は専利許諾使用料の倍数で算出した金額の1～5倍で賠償金額を確定することができる」と規定した上、賠償金額の計算が困難である場合、法院が情状により裁量する賠償金額を、現行の専利法に規定した1万～100万元から10万～500万元に引き上げることとした。

草案において専利権侵害の賠償金額を大

幅に高めることは、中国で知識産権の保護をさらに強化するという傾向に対応する。その中で、最高5倍もする懲罰的損害賠償は国際的主流になる3倍慣行賠償を突破し、中国で知識産権の保護を強化するという決意を十分に示す。

二、損害賠償請求をする権利者の立証困難を軽減すること：挙証責任をさらに完全なものとし、賠償金額を確定しにくいという問題を解決する

権利者の合法的な權益に対する保護を強化するため、草案第72条には、人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに全力を尽くして挙証しており、権利侵害行為に関連する帳簿や資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、権利侵害行為に関連する帳簿や資料を提供するように権利侵害者に命じることができ、権利侵害者が提供しない場合や、又は虚偽の帳簿や資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができるという規定を追加した。

専利権は、無体財産権として、権利侵害証拠の収集が非常に困難で、隠蔽しやすく、関連する権利侵害証拠が権利侵害者の手に渡ることが多い。草案第72条には、政府機関が事中・事後監督管理の役割を果たすべきであり、権利者の要求に従って、公平性、中立性、客観性及び全面性の原則を確実にするために積極的に証拠を集めるべきであると規定している。

三、専利行政の法律執行規則を調整すること：既存の行政法律執行手続を微調整する

草案第70条には、国務院専利行政部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国で重大な影響がある専利権侵害紛争を処理することができ、専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内においてその同一専利権を侵害した事件を合併して処理することができ、区域を跨ってその同一専利権を侵害した事件について、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができるという規定を追加した。

この規定は、国務院専利行政部門に専利権侵害紛争を処理する管轄権を与え、これも行政法の効率的且つ便利な原則と一致しており、多方式、多分野にわたる協調操作により、過去には司法ルートを通じてしか専利権侵害紛争を解決できないという状況を修正し、行政機関の管理上のギャップを埋め、行政機関の管理効率を高め、当事者のために紛争をよりよく、より便利に解決し、知識産権の調和のとれた発展を促進する。

四、ネットワークサービスプロバイダーの権利侵害に対する連帯責任を明確化すること：ネットワークサービスプロバイダーが連帯責任を負うことを可能にするために、に、権利者の権利侵害通知は有効な司法文書又は行政文書に基づく必要がある

草案第71条には、専利権者又は利害関係者は、人民法院により発効の判決書、裁定書、調停調書、又は専利事業管理部門が下した権利侵害差止決定に基づき、権利侵害製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じるようネットワークサービスプロバイダーに通知することができ、ネットワークサービスプロバイダーは遅滞なく必要な措置を講じた場合、連帯責任を負うという規定を追加した。

中国における電子商取引の発展に伴い、近年、電子商取引に対する権利侵害行為がますます増えている。『権利侵害責任法』第36条には、知識産権侵害に対する責任を含む、ネットワークサービスプロバイダーの法的責任に関する規定があるが、専利権侵害に関して具体的且つ詳細なものではない。この点に関して、草案は明確な法的条項を追加し、電子商取引プラットフォーム、権利者及び電子商取引プラットフォーム上の運営者の権利、義務関係を明確にし、電子商取引の発展をより迅速且つ健全に促進し、ネットワーク上の権利侵害行為を効果的に抑制することであろう。

五、専利開放許諾制度を新設すること：専利権者が書面にて開放許諾を声明し、被許諾者が書面通知及び使用料の支払いによって許諾を受ける

草案第50～52条には、専利権者が書面にて国務院専利行政部門に如何なる組織又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾使用料の支払方式、基

準を明確にした場合、国务院專利行政部門はそれを公告し、開放許諾とし、專利權者が開放許諾声明を撤去することもできるが、その前に与えられた開放許諾の効力に影響せず、如何なる組織又は個人が書面にて專利權者に通知し、且つ公告された許諾使用料の支払方式、基準に従って許諾使用料を支払った場合、開放許諾を受けたとされ、開放許諾期間中において、專利權者は当該專利について独占又は排他的許諾を与えてはならないという規定を追加した。

草案は、今回の專利法改正の最大のハイライトの1つとして「開放許諾」制度を導入することを提案している。すなわち、意思自治、專利權者の参加、及び行政機関の第三者関与を通じて、專利權の使用及び保護を強化することができる。「開放許諾」制度の広範な普及は、知識産権の収益化及び知識産権の市場価値を促進する上で大きな助けとなるであろう。

六、職務発明の発明者と專利權者との間の権利境界を明確化すること：專利權者は權利に対する処置権を享有し、專利權者と発明者とが革新の収益を合理的に共有することを奨励する

專利技術の転換率が低く、專利許諾の需給情報が非対称である等の問題を解決するために、草案においては組織の職務発明創造に対する処置権を明確化した。草案第6条には、組織は、職務発明創造の專利出願権

や專利權を法により処置し、株式、オプション、配当等の方式によって、所有権シェアによる激励を実施し、発明者又は考案者に革新の収益を合理的に共有させ、関連発明創造の実施と運用を促進するという規定を追加した。

この規定は、組織の職務発明に対する処置権を明確化し、中国では革新主体の立場を非常に重要視し保護することを示す。また、発明者及び設計者の熱意及び合法的な権益を保護し、発明創造者の熱意をさらに動員し、発明專利の実施と運用を促進するために、法的保障制度を制定することで、中国の発明專利の自主革新能力を効果的に増強することであろう。

七、一部の專利權の保護期間を延長すること：意匠專利權の保護期間を15年に延長し、革新的医薬品発明專利の追加保護期間を最大5年間付与する

中国が意匠保護に関する『ハーグ協定』に加入する需要に適応するために、草案第43条において、意匠專利權の保護期間を現行の專利法に規定した10年から15年に延長した。草案第31条において、專利出願者が（優先権主張用）初めての專利出願書類の副本を提出する期限を緩和した。草案第30条において、意匠專利出願の国内優先権制度を新設した。出願者は国内で初めて意匠專利を出願した日から6ヶ月以内に、また同一主題について国内で專利を出願する場合、優先権を享受することができると規定した。

また、草案第42条には、革新的医薬品の発売審査承認期間を補償するために、中国国内外で同時発売を申請する革新的医薬品の発明専利について、国務院は専利権の期限を延長することを決定することができ、ただし延長期間は5年を超えてはならず、革新的医薬品が発売された後の総有効専利権期間は14年を超えてはならないという規定を追加した。

意匠専利権の保護期間の延長に関して、一方では、意匠専利制度を有するいくつかの大国及び地域に比較べ、現在、中国の意匠の保護期間が比較的短く、他の国は15年、25年にも達しているのに対し、他方では、一部の高レベルの設計製品の周期が比較的長く、なお一部の一流の設計には長い保護期間が必要であり、すなわち一般公衆にその製品のイメージを長期に亘って理解させ、ブランド、イメージ、設計の存続を促進するために、一般公衆のこのような需要に応じて、保護期間を調整した。

革新的医薬品の保護期間の延長に関しては、革新的医薬品の発売審査承認期間を補償することが直接的な理由となる。革新的医薬品発明専利の保護期間の延長条件としては、関連する革新的医薬品が「中国境内外で同時発売を申請する」ことである。革新的医薬品専利の保護期間の補償的延長は、より多くの革新的医薬品発明専利権者が中国で革新的医薬品の同時発売を申請するように引き付けるであろう。これは国民健康

を改善するために明らかに有益である。

編集者: 趙岩

業務分野

化学、化学工学、生物医学材料、薬物化学、電気化学、化粧品、造紙技術及び冶金技術など、化学、医学、生物学分野の特許出願書類の作成、拒絶理由通知書の応答、無効審判及び訴訟業務。

趙岩は2004年に河北師範大学化学学院を卒業し、学士学位を取得しました。2007年に厦門大学化学学院を卒業し、修士学位を取得しました。2009年11月から北京パナウェル特許事務所に加入しました。

1 専利権侵害の損害賠償及び訴訟時効

現行の『専利法』第68条には、専利権侵害の訴訟時効を2年とし、専利権者又は利害関係者が侵害行為を知った日又は知り得た日から起算すると規定している。発明専利出願の公開から専利権の付与までの間に当該発明を使用し、妥当な使用料を支払わない者に対し、専利権者が使用料支払いを要求する訴訟時効は2年とし、他人がその発明を使用していることを専利権者が知り又は知り得た日から起算する。但し、専利権者が専利権の付与日前にそれを知り又は知り得たときには、専利権の付与日から起算する。同時に、『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定（2015改正）』第23条によると、権利者が2年を過ぎてから提訴するときであって、権利侵害行為が提訴時にも依然として継続しており、当該専利権が有効期間内にあるときは、人民法院は、被告に対して権利侵害行為を差止める判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償の金額は、権利者が人民法院に提訴した日から2年間に遡って推算しなければならない。

上記の法律及び司法解釈の規定から、専利権侵害案件において、権利者が主張できる権利侵害に対する損害賠償の金額は、訴訟時効成立前に提訴したか否かに密接に関連していることがわかる。以下では、権利者が権利侵害に対して損害賠償を主張できる範囲の様々な状況について逐次検討する。2019年01月04日から2019年02月03日にかけてパブリックコメントが募集され

た『中華人民共和国専利法（改正案草案）』では訴訟時効を「3年」に修正することが提案されているという事実を考慮して、本文では「3年」を検討する。

1. 権利者が訴訟時効成立前に提訴する場合、提訴時に関係する権利侵害行為が継続しているか否かに関わらず、

a) 発明専利：権利者は、発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料、及び専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された全ての権利侵害行為が権利者にもたらした損失を主張できる。

b) 実用新案及び意匠：権利者は、専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された全ての権利侵害行為が権利者にもたらした損失を主張できる。

2. 権利者が訴訟時効成立後に提訴する場合

a) 提訴時に関係する権利侵害行為が既に停止した場合、

i 発明専利：権利者が主張する発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料及び権利侵害行為に対する損害賠償の請求に対して、法院は支持しない。

ii 実用新案及び意匠：権利者が主張する権利侵害行為に対する損害賠償請求に対して、法院は支持しない。

b) 提訴時に関係する権利侵害行為が依然として継続している場合、

i 発明専利：発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料に対する権利者の請求に対して、法院は支持しない一方、専利権付与後の権利侵害行為について、提訴日から遡って3年

間において権利侵害行為が権利者にもたらした損失のみを追及できる。

3. 発明専利出願と実用新案専利出願が同日に出願された場合は、提訴された権利侵害者の権利侵害行為が継続的な行為であるケースが多いので、その権利侵害行為の継続中に専利権が重複付与されることを避けるために実用新案専利権が放棄されるとともに発明専利権が付与されるという状況が発生する可能性があり、したがって、その場合、若干複雑になる。

a) 専利権者が訴訟時効成立前に実用新案専利に基づいて権利侵害訴訟を提起する場合、

i 提訴時に発明専利権がまだ付与されず権利侵害行為が発明専利権の付与日まで継続しない場合、権利者は、実用新案専利権に基づいて該実用新案専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された全ての権利侵害行為が権利者にもたらした損失のみを主張できる。

ii 提訴時に発明専利権がまだ付与されていないが権利侵害行為が発明専利権の付与後まで継続した場合、発明専利権が付与された後、実用新案専利権が放棄されて失効になるので、発明専利権の付与後の権利侵害行為を追及するために、権利者は、発明専利に基づいて新規に専利権侵害訴訟を提起し、かつ発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料、及び専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された全ての権利侵害行為が権利者にもたらした損失を主張できる。なお、発明専利に基づいて提起された専利権侵害訴訟は別の権利に基づいて提起されたものであるため、依然として訴訟時効の計算問題があるが、当該訴訟が依然として同一の権利侵害者の継続的な権利侵害行為に関するものであるた

め、このとき発明専利権の付与後の権利侵害行為については、発明専利権の付与時に権利者が当該権利侵害行為を既に知っていたと判断され、すなわち該案件の訴訟時効は発明専利権の付与時から起算すべきであると考えられる。

iii 提訴時に発明専利権が既に付与された場合、権利者は、同時に該発明専利に基づいて専利権侵害訴訟を提起することを選択でき、このとき2つの訴訟がいずれも訴訟時効成立前に提起され、したがって、権利者は、実用新案専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された権利侵害行為が権利者にもたらした損失、及び発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料及び専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された全ての権利侵害行為が権利者にもたらした損失を同時に主張することができる。

b) 専利権者の提訴時に既に実用新案専利に基づいて権利侵害訴訟を提起する訴訟時効が成立し、かつ訴訟時効の起算時間が発明専利権の付与前にある場合、

i 提訴時に関係する権利侵害行為が既に停止した場合、

1. 関係する権利侵害行為が発明専利権の付与時に既に停止した場合、権利者が主張した実用新案専利に基づく権利侵害に対する損害賠償請求に対して、法院は支持しないが、このとき依然として発明専利権の付与日からの3年以内であり、かつ関係する権利侵害行為が発明専利出願の公開後まで継続された場合、権利者は、依然として発明専利に基づいて訴訟を提起して発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料を主張することができる。

2. 関係する権利侵害行為が発明専利権の付与時に

も依然として継続している場合、

a)このとき発明専利権の付与日からの3年間内にある場合、権利者は、発明専利権に基づいて訴訟を提起し、かつ発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料、及び発明専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された権利侵害行為が権利者にもたらした損失を主張する。

b)このとき発明専利権の付与日からの3年間を超えた場合、権利者が主張した発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料、及び実用新案専利及び発明専利に基づく権利侵害行為に対する損害賠償請求に対して、法院は支持しない。

ii 提訴時に関係する権利侵害行為が依然として継続している場合、

1.このとき依然として発明専利権の付与日からの3年間内にある場合、権利者は、発明専利権に基づいて訴訟を提起し、かつ発明専利出願の公開から専利権の付与までの間の妥当な使用料、及び発明専利権が付与された後に、かつ専利権の保護期間内に実施された全ての権利侵害行為が権利者にもたらした損失を主張することを選択できる。

2.このとき発明専利権の付与日からの3年間を超えた場合、権利者は、発明専利に基づいて提訴日から遡って3年間において権利侵害行為が権利者にもたらした損失のみを追及できる。

c)専利権者の提訴時に実用新案専利に基づいて権利侵害訴訟を提起する訴訟時効が成立し、かつ訴訟の時効の起算時間が発明専利権の付与日又はその後にある場合、

i 提訴時に関係する権利侵害行為が既に停止した場合、権利者が主張する発明専利の使用料及び権利侵害行為に対する損害賠償請求に対して、法院

はが支持しない。

ii 提訴時に関係する権利侵害行為が依然として継続している場合、権利者は、発明専利に基づいて提訴日から遡って3年間において権利侵害行為が権利者にもたらした損失のみを追及できる。

2

出願する際に発明者氏名の表示の仕方、及び出願後に発明者の変更

中国へ出願する際は、発明者のお名前及び第一発明者の国籍を願書に記載しなければなりません。第一発明者の国籍が中国大陆である場合、その身分証明書の番号も記載する必要があります。外国に住んでおり、身分証明書が失効になった中国人は、パスポートの番号を記載しパスポートの写しを提出しても良いです。

発明者のお名前を中国大陆の漢字（簡体字）で表記しなければなりません。その発明者の表示の基準として、身分証明書上又はパスポート上の氏名と一致しなければなりません。発明者の国籍が外国である場合、苗字の発音を中国漢字で記載し、下の名前はアクロニムで記載するか又はその発音を中国漢字で記載しても良い。なお、漢字を使用する国（例えば、日本、韓国、中国香港、澳門、台湾など）の発明者の氏名又は名称は、原則として、漢字を記載します。

また、発明者が誤って記載されていて、特許出願後に発明者の氏名を変更したいという場合には、

発明者より署名された声明及び身分を証明できるパスポートの写しなどを提出することにより、発明者の変更することができます。

なお、特許出願後に、発明者を追加又は削除したい場合、下記書類の提出が要求されています。

- ①全ての出願人及び発明者により署名された声明
- ②変更後の発明者より発明の実質的特徴に対して創造的な貢献がなされた証拠
- ③全ての発明者の身分証明書（例えば、パスポート）
- ④「声明を提出する発明者が当該発明の実質的特徴に対して創造的な貢献をした発明者全体であり、提出した書類が真実で、中国法の規定に符合し、不実がある場合には出願人及び発明者がそれに応じた法律責任を負い、一切の結果に責任を持つ」という旨の宣誓

最近、中国知的財産権局は発明者の追加又は削除に対する審査が厳しくなり、原則として、一回だけの変更が認められています。

許峰氏が会社のパートナーへの昇格

当社管理委員会の考察、推薦を経て、許峰氏が2019年2月28日に職務報告を行い、パートナー全体により評議した結果、パートナー大会で了承され、2019年3月1日から非株式パートナーになりました。



許峰氏が2006年に熱エネルギー・動力工程専攻で華中科技大学を卒業し、工学の学士号を取得し、2008年に動力機械工程専攻で華中科技大学を卒業し、工学の修士号を取得し、2008年～2015年に国家知識産権局専利審査協作中心で専利審査員を務め、2015年～2017年に北京市磐華法律事務所専利代理人、弁護士を務め、2017年に北京泛華偉業知識産権代理有限公司に入社した。

金丹氏がパートナーとして入社

金丹氏が2018年年末パートナーとして入社した。

金丹氏は1996年に清華大学電機工程系を卒業し、学士号を取得し、2001年に電子工学部通信専攻で韓国仁荷大学を卒

業し、修士号を取得した。

金丹氏は1996年～1999年に北京聯想系統集成有限公司でソフトウェア開発に携わり、2001年～2005年に日本C Y B E R C O M株式会社でシステムエン



ジニアとして勤務して、2005年～2008年に日本東京のある国際特許事務所に勤務し、専利出願書類の作成に携わり、2008年～2015年に北京のある知識産権代理有限公司で日本部マネージャー、東京常駐代表を務め、2015年に日本金聯特許業務株式会社を設立した。

金丹氏は、電気分野で国内外専利代理業務経験が15年近くあり、特に通信、ネットワーク技術、コンピュータ技術、デジタルマルチメディア技術、自動制御等の分野の専利代理業務が得意である。

金丹氏は、韓国語、中国語、日本語及び英語に堪能である。長い間日本で働いて暮らしてきたので、日本の文化や仕事のスタイルになじみ、日本の顧客と効果的にコミュニケーションを取り顧客のニーズを正確に理解し処理することができる。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司

地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号中国人寿ビル10

階1002-1005室

電話：86-10-8525 3778

FAX：86-10-8525 3671

郵便番号：100020

Email: mail@panawell.com



編集：王珍々、趙曉輝、王嵐

趙亜芝、徐舒

レイアウト：董 顺々